

令和2年度(令和元年中所得分) 館林市 市民税・県民税 申告書の手引き

市民税・県民税は前年中の所得をもとに算出しますので、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得を申告してください。 ※「令和元年」と「平成31年」は同一年です。

◎控除関係(表面の3所得から差し引く金額に関する事項、所得から差し引かれる金額)に記入してください

種目	内容
⑩ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料(健康保険、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料など)を支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合の控除。支払保険料の合計額を記入します。 ※公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額については、本人以外は控除できません。 支払額を証明する書類を添付又は提示する。
⑪ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合の控除。支払掛金の合計額を記入します。 支払額を証明する書類を添付又は提示する。
⑫ 生命保険料控除	新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険料で、あなたが支払った保険料がある場合の控除。※控除額は裏面右側の計算表を参照してください。 支払額を証明する書類を添付又は提示する。
⑬ 地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合の控除。 ※控除額は裏面右側の計算表を参照してください。 支払額を証明する書類を添付又は提示する。
⑭ 寡婦控除	次の①又は②に該当する方 ①夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や前年中の総所得金額等の合計額が38万円以下の生計を一にする子のある方。※生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。 ②夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方。控除額 26万円 【特別寡婦控除】 ①に該当する方で、扶養親族である子がおり、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下の方。控除額 30万円
⑭ 寡夫控除	妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、前年中の合計所得金額が500万円以下であり、かつ総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある方。※生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。控除額 26万円
⑮ 勤労学生控除	あなたが勤労学生である場合の控除。 ※前年中の合計所得金額が65万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。⑮の欄の口をチェック(✓)し、学校名と学年を記入する。 控除額 26万円 学生証の提示又はコピーを添付する。
⑯ 障害者控除	【障害者】 あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、令和元年12月31日(年の途中で死亡した方は、その死亡の日)の現況において、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など、精神や身体に障害のある方。控除額 26万円 【特別障害者】 障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている方、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方、重度の知的障害者と判定された方、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方など特に重度の障害のある方。控除額 30万円 【同居特別障害者】 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。控除額 53万円 ※控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。
⑳ 雑損控除	あなたや前年中の総所得金額等の合計額が38万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合の控除。 次の①又は②のいずれか多い方の金額を控除。 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額)×1/10 ②災害関連支出の金額－5万円
㉑ 医療費控除【選択適用】	【従来の制度】 あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除。 (前年中に支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額)－(10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない額) 限度額 200万円 この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付する。 【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】 あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除。 (前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等で補てんされる額)－12,000円 限度額 8万8千円 この控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書を添付し、適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する。

令和2年度(令和元年中所得分) 市民税・県民税申告書

館林市長 館林市 令和2年度(令和元年中所得分) 市民税・県民税申告書

1 収入金額等

2 所得金額

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

4 所得から差し引かれる金額

5 寄附金控除等に関する事項

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

7 雑所得

8 一時所得

9 総合課税

10 分離課税

11 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

12 雑所得(公的年金以外)に関する事項

13 所得から差し引かれる金額

14 所得から差し引かれる金額

15 所得から差し引かれる金額

16 所得から差し引かれる金額

17 所得から差し引かれる金額

18 前年中に収入がなかった人

19 扶養控除

20 基礎控除

必ず記入してください。
・令和2年1月1日現在の住所(1月1日以後に住所が変更になった方は、現住所の欄にも記載)
・氏名とフリガナおよび必ず押印(認印で可)
・個人番号(マイナンバー)
・電話番号
・生年月日(西暦の方はそのまま記載)
・「職業・業種」、「屋号・雅号」(営業所得のある方のみ)

◎所得関係
あなたの該当する種目の収入と所得金額を申告書の「1 収入金額等」及び「2 所得金額」の欄に記入してください。前年中に収入がなかった場合は、申告書裏面の「18 前年中に収入がなかった人」の記入欄へ具体的に記入してください。

種目	内容	所得金額
事業	① 営業等	卸・小売業、製造業、飲食業、建設業、大工、生命保険外交員、サービス業などの事業所得 【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】 収入金額…前年中に収入となることが確定した金額(売上金、現物収入、雑収入) 必要経費…収入を得るために必要な経費(仕入額、雇人費、租税公課、地代家賃、修繕費、減価償却費など)
	② 農業	農業物生産、果樹栽培、農家が兼業する家畜飼育などによる所得
③ 不動産	地代、家賃、貸駐車場などから生じる所得	※不動産の収入には、未収家賃も含まれます。
④ 利子	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得(源泉分離課税分は除きます。)	
⑤ 配当	株式、出資配当金、剰余金などによる所得。なお、上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税のほか、申告分離課税を選択することができます。	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】 収入金額…手取額ではなく税金を源泉徴収する前の金額 必要経費…株式などを購入する為に借り入れた借入金の利子
		収入651,000円未満の場合 所得0円
		収入1,619,000円未満の場合 収入金額－65万円 収入1,619,000円以上の場合 金額によって計算式が異なります。所得については税務課までお問い合わせください。
⑥ 給与(専従者給与含む)	給与、賞与、俸給、賃金などによる所得(給与収入額は、手取額ではなく所得税などを天引きする前の金額)	65歳未満と65歳以上で計算方法が変わります。詳しくは税務課までお問い合わせください。
	収入1,619,000円未満の場合 収入金額－65万円 収入1,619,000円以上の場合 金額によって計算式が異なります。所得については税務課までお問い合わせください。	
⑦ 雑	公的年金等	厚生年金、国民年金、農業者年金、共済年金、恩給などの所得
	その他	原稿料、講演料、印税や個人年金などの所得 【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】 ※申告書裏面の「12 雑所得(公的年金以外)に関する事項」欄も記入してください
⑧ 総合譲渡	機械やゴルフ会員権などの譲渡による所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】－【特別控除】 ・特別控除は、収入から必要経費を差し引いた金額が、50万円未満ならばその金額、50万円以上ならば、50万円。 ※長期・短期両方ある場合は、まず短期から特別控除を引き、その額が50万円に満たない場合は、その差分を長期譲渡から差し引きます。
	短期譲渡(保有期間5年以下) 長期譲渡(保有期間5年超)	・一時所得の特別控除は、総合譲渡と同様です。 ※課税される所得金額は、総合譲渡と一時所得をあわせて次のように計算します。 短期譲渡所得＋{(長期譲渡所得＋一時所得)×1/2} ※申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄も記入してください。
⑧ 一時	生命保険契約に基づく一時金、払戻金、懸賞当選金などによる所得	

分離課税	内容
分離譲渡	土地、建物等の譲渡による所得(所有期間により短期・長期に区分されます) 株式等の譲渡所得…株式等の譲渡による所得
先物取引	先物取引で、一定のものを決済した場合の所得
上場株式等の配当	申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当による所得
山林	山林を伐採して譲渡、あるいは立木のまま譲渡したことによる所得
退職	退職手当、一時恩給、その他退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得(退職時に現年分離課税されたものは除きます)
職	申告が必要な分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。用紙は税務課に用意してあります。

5 寄附金に関する事項
前年中に次の寄附をされた方で、寄附金合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合に記入してください。
①都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税(特例控除対象))
②群馬県共同募金会、日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金
都道府県、市区町村に対する寄附金(特例控除対象以外)
③群馬県又は館林市が条例により指定した寄附金
寄附金受領証明書を添付又は提示する。

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する市民税・県民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には「給与から差引」の口に✓を記入し、また、給与から差し引かないで別に窓口等に自分で納付することを希望する場合には「自分で納付」の口に✓を記入します。

7 給与(日給)等所得者の収入状況

日給など給与所得がある方で、源泉徴収票のない方は、給与明細や振込明細(預貯金通帳等)などで確認できる金額を記入してください。

- 勤務先、勤務先の所在地、電話番号を記入してください。
- 日給で支払いを受けている方はその月の「日給・日数・月収」、月給で支払いを受けている方はその月の「月収」を記入のうえ、合計額を合計欄に記入してください。
- (賞与等があれば記入のうえ合計に加えてください。)
- 給与から引かれている社会保険料等金額や源泉徴収税額があった場合は記入してください。

10 事業専従者に関する事項

あなた(青色申告者を除きます。)&生計を一にする親族(15歳未満の方や配偶者控除・扶養控除を受ける方を除きます。)&1年のうち6ヶ月を超える期間、あなたの事業に専ら従事している場合、1人につき次の①②のうちいずれか少ない方の金額を控除。

①**事業所得の金額(専従者控除前)÷(事業専従者の数+1)**
 ②**配偶者86万円、その他親族50万円**

※事業専従者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

- 短期…譲渡した資産の所有期間が5年以下のもの。
- 長期…譲渡した資産の所有期間が5年を超えるもの。
- 一時…生命保険契約の一時金や満期戻戻金、競馬などの払戻金、懸賞の当選品など。

それぞれ該当する項目に収入金額等を記入してください。
 ※特別控除額は、総合譲渡所得(短期・長期)、一時所得それぞれ最高50万円です。(差引金額欄が50万円に満たない場合は、その金額が特別控除額になります。)

12 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

- 種目…原稿料、放送出演料、印税、講師謝礼などの別を記入してください。
- 所得の生ずる場所…支払者の名前又は会社名などを記入してください。
- 収入金額…支払われた金額(源泉徴収前の金額)を記入してください。
- 必要経費…この収入に係る経費の金額を記入してください。

13 別居の扶養親族に関する事項

同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含みます)のうち、別居している方の氏名、続柄、生年月日、住所を記入してください。
 ※扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

14 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に、必要事項を記入してください。

15 配当に関する事項

- 種目…剰余金の配当、利益の配当などの別を記入してください。
- 所得の生ずる場所…支払者の会社名などを記入してください。
- 支払確定年月…株主総会など正当な権限を有する機関の決議があった年月を記入してください。
- 収入金額…支払われた金額(源泉徴収前の金額)を記入してください。
- 必要経費…株式等を取得するために要した借入金の利子を記入してください。
- (その年中に有していた期間に対応する部分に限ります。)

※特定配当等に係る所得を申告する場合は「**16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項**」欄の配当割額控除額も記入してください。

16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

取引報告書、配当金計算書等を参照して記入してください。

17 特定上場株式等の配当所得・特定上場株式等の譲渡所得(源泉徴収がある特定口座)に関する事項

所得税では総合課税または申告分離課税を選択した特定上場株式等の配当所得・特定上場株式等の譲渡所得について、市県民税では申告不要制度を選択する場合は口をチェック(✓)してください。

18 前年中に収入がなかった人

前年中に収入がなかった方は、該当する項目に記入又は該当する事項を○で囲み、できるだけ具体的に記入してください。

申告書の提出期限は3月16日(月)です。

申告をしない場合は、所得証明書等の発行や国民健康保険税をはじめ諸申請手続きに支障が生じる場合があります。

7 給与(日給)等所得者の収入状況

勤務先	所在地	電話番号	月	日	給	日数	月収	
			1					
			2					
			3					
			4					
			5					
			6					
			7					
			8					
			9					
			10					
			11					
			12					
賞与等			合計					
社会保険料等金額								
源泉徴収税額								

8 事業所得(営業・農業所得)

月	売上(収入)金額(雑収入を含む)	売上原価	必要経費
1	①期首棚卸高		
2	②仕入金額		
3	③小計(①+②)		
4	④期末棚卸高		
5	⑤差引原価(③-④)		
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
合計	⑥小計		
差引所得金額(⑤-⑥)			
専従者控除額			
所得金額(⑤-⑥-⑦)			

9 不動産所得

月	金	額	必	要	経	費
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
合計						
⑦専従者控除額						
所得金額(⑧-⑦)						

10 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額

17 特定上場株式等の配当所得・特定上場株式等の譲渡所得(源泉徴収がある特定口座)に関する事項

配当所得について申告不要制度を選択します
 譲渡所得について申告不要制度を選択します

14 事業税に関する事項

課税所得額	税率	課税金額

前年中の車庫費 控除 延床面積 月 日

他都道府県の事務所等

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除額)

12 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費

13 別居の扶養親族に関する事項

氏名	住所	続柄	生年月日

15 配当に関する事項

種目	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費

16 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、以下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額

18 前年中に収入がなかった人は、下の欄へ記入してください。

(1) 下記の人から扶養されていた、援助(仕送り)を受けていた。
 (2) ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 失業保険 エ 生活保護
 オ その他() を受給していた。
 (あてはまる項目に○印)
 支給期間 _____年 ____月 ____日まで

(3) その他(理由および生活費の入手など) _____

◎ 扶養控除額一覧

区分	内容		控除額
一般の控除対象扶養親族	16歳以上～19歳未満 23歳以上～70歳未満	平成13.1.2以後生まれ～平成16.1.1以前生まれ 昭和25.1.2以後生まれ～平成9.1.1以前生まれ	33万円
特定扶養親族	19歳以上～23歳未満	平成9.1.2以後生まれ～平成13.1.1以前生まれ	45万円
老人扶養親族	70歳以上	昭和25.1.1以前生まれ	同居老親等 45万円 同居老親等以外 38万円
16歳未満の扶養親族	16歳未満	平成16.1.2以後生まれ	なし
◆扶養親族 令和元年12月31日(年の中で死亡した場合は、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する方をいいます。 ・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は市町村長から養護を委託された老人である。 ・あなたと生計を一にしている。 ・前年中の合計所得金額が38万円以下である。 ・青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。			

8 事業所得(営業・農業所得)

事業をしている方は、表面右上の「職業・業種」「屋号・雅号」を記入してください。

- 売上(収入)金額
前年中の売上高、自家消費(自らの家で使用した品物、親戚や近所に無償で提供した品物など)及びその他の収入(取引関係から受けた金品、空箱の売却収入など)の金額を収入金額の欄に記入して、その合計額を「④計」の欄に記入してください。また、その収入金額がわかる書類(月別売上高のわかるもの)を申告書と一緒に持参してください。
- 売上原価・必要経費
売上原価があればその金額、必要経費があればその経費科目と金額を記入し、その合計額を「⑥計」の欄に記入してください。また、その支出がわかる領収書等の書類を申告書と一緒に持参してください。
- 専従者控除
あなた(事業主)と生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与で、一定の要件にあてはまる場合をいいます。「**10 事業専従者に関する事項**」を参照してください。該当があれば、その合計額を「◎専従者控除額」の欄に記入してください。
 ※事業専従者に該当する方は、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養親族の対象とすることができません。

9 不動産所得(家賃・地代等)・収入金額

前年中の家賃、地代、権利金・礼金及び更新料などを収入金額の欄に記入して、その合計額を「④計」の欄に記入してください。

- 必要経費
租税公課などについて、その経費科目と金額を記入し、その合計額を「⑧小計」の欄に記入してください。また、その支出がわかる領収書等の書類を申告書と一緒に持参してください。
- 専従者控除
上記、「**8 事業所得(営業・農業所得)**」の専従者控除の記載と同じです。

◎ 配偶者控除・配偶者特別控除早見表

あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額			
	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

◎ 生命保険料控除額計算表

保険料区分	支払った保険料(A)	生命保険料控除額
①新契約 (平成24年1月1日以後に締結した分)	0円～12,000円	支払保険料の全額
	12,001円～32,000円	A×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	A×1/4+14,000円
	56,001円～	28,000円(限度額)
②旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した分)	0円～15,000円	支払保険料の全額
	15,001円～40,000円	A×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	A×1/4+17,500円
	70,001円～	35,000円(限度額)

・旧契約と新契約の両方がある場合
 旧契約分は旧契約の計算式で、新契約分は新契約の計算式で計算後、合計した金額が控除金額となります。(適用限度額 28,000円)。特例として、旧契約分のみ控除額の方が大きい場合(28,001円以上)は旧契約分の計算で算出した控除金額が適用されます。
 ◆申告書に記入する「最終的な控除額」の合計適用限度額は70,000円です。
 (一般生命保険控除)+(個人年金控除)+(介護医療保険料控除) ≤ 70,000円

◎ 地震保険料控除額計算表

契約別区分	支払った保険料(B)	地震保険料控除額
①地震保険料の場合	0円～50,000円	B×1/2
	50,001円～	25,000円(限度額)
②旧長期損害保険料の場合	0円～ 5,000円	支払った保険料の全額
	5,001円～15,000円	B×1/2+2,500円
③上記①と②の両方がある場合	①で計算した金額(地震)+②で計算した金額(旧長期損害)	＝地震保険料控除額(最高限度額25,000円)

※一つの保険契約が、上記の表の①、②の契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約の区分に該当するものとして控除額を計算します。
 ※旧長期損害保険料とは、以下の要件を全て満たすものをいいます。
 (1) 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものを除く)
 (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
 (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

お問合せ 館林市役所 税務課 市民税係 電話 0276(72)4111(内線 605～607)